

事務事業名 胃がん検診事業

政策:04 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

施策:03 健康づくりの推進

部名:保健福祉部

課名:健康支援課

基本事業:02 健診の受診率向上と生活習慣の改善

計画年度	年度 ~ 年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
40歳以上の市民		1. 医師会及び検診機関と事業計画等について協議する。 2. 周知方法：広報・保健事業案内・ホームページ 3. 申込方法：保健事業案内にある葉書申込書・FAX等 4. 検診通知：検診2週間前に受診票を送付する。 5. 検診日：6月に大腸がん検診と併設し、日曜日開催含み実施する。 6. 検診会場：各保健センター 7. 検診料金：胃がん1,200円（75歳以上無料） 8. 検査方法：胃透視撮影（バリウム使用）・便潜血検査 9. 精密検査補助事業 要精検と判定された市民に対し、検査費用の2/3を市が負担し、市民が安心して受診できるよう支援する。				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）		6. 検診会場：各保健センター				
胃がん及び潰瘍やポリープなど胃疾患の早期発見・早期治療をすることができ、胃がん死亡を減少させることが期待できる。		7. 検診料金：胃がん1,200円（75歳以上無料）				
		8. 検査方法：胃透視撮影（バリウム使用）・便潜血検査				
		9. 精密検査補助事業				
		要精検と判定された市民に対し、検査費用の2/3を市が負担し、市民が安心して受診できるよう支援する。				
4 活動指標・成果指標・事業費の推移						
区分	指標名称	単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	胃がん検診実施日数	日	9	9	10	11
活動指標	要精密検査者への支援件数	件	164	145	200	200
成果指標	胃がん検診受診者数	人	1,649	1,747	1,900	2,300
成果指標	要精検と判定された受診者数	人	164	145	200	200
事業費		千円	7,834	8,149	9,295	
		うち一般財源	千円	6,146	6,360	7,735
5 目的妥当性						
法定受託事業である（根拠法令） 妥当である 妥当性が低い		1. 健康増進法（平成14年法律第103号）19条の2：がん検診 2. がん対策基本法（平成18年法律第98号）：がん検診 3. 平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」同通知「健康診査管理指導等事業実施のための指針」による				
6 上位の基本事業への貢献度						
貢献度大きい（理由） 貢献度ふつう（理由） 貢献度小さい（理由） 基礎的事務事業		胃がんやポリープ等の胃疾患の早期発見・早期治療を進めることにより、社会的損失を少なくすると共に健康市民を増やすことができる。				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討						
対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる 対象や意図の見直しはできない その他		健康増進法及び国の健康診査指針に基づくため見直しはできない。				
8 有効性（成果状況）						
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない		別々に実施していた大腸がん検診と同日実施としたことにより、受診者の利便性が高まり、受診者数が増加したと考えられる。				
9 有効性（成果向上余地）						
成果向上余地・大 成果向上余地・中 成果向上余地・小・無し						
10 事業の再編成						
類似の事業があり、再編成できる 類似の事業はあるが、再編成できない 類似の事業はない		なし				
11 効率性（コスト削減の方法）						
ある ない		負担金を県内市町村で比較しても高額に設定しているため、現状維持が適当である。 【胃がん検診】 500円以下（29か所） 501円以上（26か所）*山武市含む(1,200円)				